

青藍会® 便り

連絡先：〒330-0063

埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-12-24 小峰ビル

電話：048-825-2551 FAX：048-825-3561

<http://www.seirankai.com>



テレワークを行う従業員の 本音は？

◆テレワークを行う従業員の 本音は？

連合総合生活開発研究所が行った「第41回 勤労者短観（勤労者の仕事と暮らしについてのアンケート調査）」は、全国の20代から60代前半までの民間企業に雇用されている人（4,307人）を対象に行われたものです。今回の調査結果では、よりテレワークを行う従業員の本音に近い回答を知ることができます。

◆Zoom等の利用状況

ビデオ対話型ツール（Zoom や Skype、Teams、Webex など）の利用状況を尋ねたところ、下記の項目については、全体では「まったく使わない」という回答が60～70%となっています。

- 職場の会議・打ち合わせ
- 取引先や顧客との打ち合わせ（オンライン商談など）
- 上司への報告・連絡・相談
- 教育研修

いくつかの機関で行われているテレワークの実施率の調査を見ると、実施率は30%程度ですので、それと符合しているようにも見えます。

◆会社の支援

パソコンの貸与や業務に必要なデータ等へのアクセス方法を会社が準備するのは当然として、

さらに一方踏み込んだ支援も必要ようです。調査では、次のような施策について、会社の支援が少ないと感じている人が多いようです。

- 在宅勤務・テレワークの実施に向けた研修の実施
 - 通信費に対する手当の支払い
 - 光熱費に対する手当の支払い
- テレワークの実施率は相対的には低いとはいえ、今回のコロナ禍を機に、コミュニケーションツールは一段と進歩しましたし、リモートで仕事ができる環境整備の必要性については、一過性のもので終わることはないと思われます。これからの労務管理でむしろ積極的に検討すべきポイントとなるでしょう。

「職場のハラスメントに関する実態調査」の報告書が公表されました

厚生労働省委託事業「職場のハラスメントに関する実態調査」令和2年10月実施について、報告書が取りまとめられました。職場でのハラスメントの予防・解決の参考にしてください。

◆ハラスメントの発生状況・ハラスメントに関する職場の特徴

○過去3年間のハラスメント相談件数の推移については、パワハラ、顧客等からの著しい迷惑行為、妊娠・出産・育児休業等ハラスメント、介護休業等ハラスメン

ト、就活等セクハラでは「件数は変わらない」の割合が最も高く、セクハラのみ「減少している」の割合が最も高かった。

○職場の特徴として、パワハラ・セクハラともに「上司と部下のコミュニケーションが少ない／ない」、「ハラスメント防止規定が制定されていない」、「失敗が許されない／失敗への許容度が低い」、「残業が多い／休暇を取りづらい」等の特徴について、ハラスメントを経験した者と経験しなかった者の差が特に大きい。

◆ハラスメントの予防・解決のための取組状況

○パワハラ、セクハラおよび妊娠・出産・育児休業等・介護休業等ハラスメントに関する雇用管理上の措置として、「ハラスメントの内容、ハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化と周知・啓発」および「相談窓口の設置と周知」を実施している企業は8割程度だが、「相談窓口担当者が相談内容や状況に応じて適切に対応できるための対応」の割合は4割程度であった。

○すべてのハラスメントにおいて、勤務先が「積極的に取り組んでいる」と回答した者で、ハラスメントを経験した割合が最も低く、「あまり取り組んでいない」と回答した者は経験した割合が最も高い。

○パワハラ、セクハラおよび顧客等からの著しい迷惑行為について、過去3年間の勤務先での経験有無・頻度を聞いたところ、各ハラスメントを一度以上経験した者の割合は、パワハラが31.4%、顧客等からの著しい迷惑行為が15.0%、セクハラが10.2%となった。

◆ハラスメント行為を受けた後の行動、ハラスメントを知った後の勤務先の対応

○ハラスメントを受けた後の行動として、パワハラ、セクハラでは「何もしなかった」の割合が最も高かった。一方、顧客等からの著しい迷惑行為では、「社内の上司に相談した」の割合が最も高く、次いで「社内の同僚に相談した」が高かった。

○ハラスメントを知った後の勤務先の対応としては、パワハラでは「特に何もしなかった」（47.1%）、セクハラでは「あなたの要望を聞いたり、問題を解決するために相談にのってくれた」（34.6%）、顧客等からの著しい迷惑行為では、「あなたの要望を聞いたり、問題を解決するために相談にのってくれた」（48.6%）の割合が最も高かった。

コロナ禍の交通事故発生状況

◆令和2年の交通事故発生状況

警察庁「令和2年における交通事故の発生状況等について」によれば、令和2年の全国の交通事故死者数は2,839人で、前

年より376人減少し、統計を始めた昭和23年以降、最少となりました。また、重傷者数も、前年より減少しています。その背景には、令和2年4月から発出されていた緊急事態宣言を受け、外出自粛等により交通量が大幅に減ったことがあると分析されています。

その一方で、東京など、交通事故死者数が増加したところもあります。これは、交通量が減ったことで、車がスピードを出しやすい環境となったからだ指摘されています。4～5月の23区内の一般道の平日の平均渋滞距離は前年同期比39%減少しましたが、この間、自動車の平均速度はコロナ前よりも5～10km/h程度上がっていると国土交通省は分析しています。また、自転車や歩行者に、交通閉塞による注意力散漫・交通違反（信号無視や横断歩道外での道路横断）があることも要因として挙げられます。

◆交通安全のための2021年の取組み事項

このような状況を踏まえ、警察庁は、2021年は「歩行者の安全確保に向けた交通安全教育や運転者に対する指導取締り」、「自転車の遵法意識の向上に向けた交通安全教育・指導取締りの推進」、「生活道路における安全確保」に取り組むとしています。

◆改めて安全運転への注意喚起を！

日常的に業務で車両を使う事

ナウイルス対応として、従業員の感染リスク（3密：密閉、密集、密接）を軽減するため、日頃から満員となる電車やバスといった公共交通機関を利用するのではなく、マイカー通勤や自転車通勤を認めることとした企業は多くあります。コロナの収束が見通せないなか、このような取組みは今後も継続されるものと考えられます。安全運転への注意喚起を十二分にいき、交通事故防止のための対策を講じていくことが必要だといえるでしょう。

6月の税務と労務の手続期限[提出先・納付先]

1日

- 労働保険の年度更新手続の開始<7月12日まで>[労働基準監督署]

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付[郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>[公共職業安定所]

30日

- 個人の道府県民税・市町村民税の納付<第1期分>[郵便局または銀行]
- 健保・厚年保険料の納付[郵便局または銀行]
- 外国人雇用状況の届出（雇用保険の被保険者でない場合）<雇入れ・離職の翌月末日>[公共職業安定所]